○上牧町特別職報酬等審議会条例

昭和52年6月28日

条例第18号

改正 平成17年12月20日条例第26号 平成18年12月20日条例第31号

平成20年9月11日条例第23号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ議員報酬及び特別職の給料の額について審議するため、上牧町特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 町長は、議会の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例の改正を議会に提案しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

- 第3条 審議会は、委員6人をもって組織し、その委員は上牧町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要のつど町長が任命する。
- 2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月条例第26号)抄 (施行期日)

| この条例は、平成 | 8年4月 | 日から施行する。 附 則(平成 | 8年 | 2月条例第3 | 号) この条例は、平成 | 9年4月 | 日から施行する。 附 則(平成20年9月条例第23号) この条例は、公布の日から施行する。